

宅建業者名簿登載事項変更届出のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。
[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)
- eMLITで宅地建物取引業免許関係手続を行うには「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。
[GビズIDについて](#)

2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 変更事項により、「添付ファイル」が異なりますので、本ホームページの「届出時に添付する書類」の「提出書類一覧表（PDF:253KB）」をご確認ください。
- 「商号又は名称」、「代表者又は個人」又は「主たる事務所」の変更の場合は、この変更届出にあわせて「宅地建物取引業者免許証の書換え交付申請」の手続が必要となりますので、別途申請してください。
- 「添付ファイル」とされている「専任の取引士設置証明書」、「事務所を使用する権原に関する書面」等については、本ホームページの「様式」から適宜ダウンロードして作成の上、該当箇所へアップロードしてください。
- 「添付ファイル」とされている「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、「履歴事項証明書（法人登記簿）」など、公的機関から発行を受けた書類（申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）の添付が必要なときには、原本を電子ファイルにして、該当箇所へアップロードしてください。
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「.jpg, .jpeg, .pdf, .xlsx, xls, .docx 又は.doc」に限られますのでご注意ください。

3 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等を参照ください。上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

・受付時間

平日8:30～18:15（12:00～13:00、土日祝日、年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりがづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp